

# 第257回鳥取県内水面漁場管理委員会

## 議 事 次 第

日時 平成25年11月19日(火) 午後2時から  
場所 倉吉市上井公民館 2階 視聴覚室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 事

(1) 日野川水系漁業協同組合内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則の変更の認可について(諮問事項)

(2) コイヘルペスウイルス病の発生に関する報告及び同病のまん延防止に関する指示について(報告)

(3) 湖山池の塩分濃度について(報告)

5 その他

6 閉 会

## 第257回鳥取県内水面漁場管理委員会出席者名簿

〈委員会〉

(任期：平成24年12月1日～平成28年11月30日)

区分	氏名	所属等	備考	出欠
漁業者代表 (3名)	あだち よしのぶ 足立 憲信	元東郷湖漁協代表理事組合長		
	こばやし いさお 小林 功	千代川漁協代表理事組合長		
	さとう ひでお 佐藤 英夫	日野川水系漁協代表理事組合長、鳥取県内水面漁業協同組合連合会長、全国内水面漁業組合連合会副会長理事		
遊漁者代表 (2名)	こだに ちとし 小谷 知載	NPO法人八東川清流クラブ、元中学校校長	会長	
	すいたに ゆかり 水谷 由香里	関金小学校非常勤職員		
学識経験 (3名)	かわはら みきこ 川原 三紀子	元米子高校非常勤講師		
	きりほら まき希 桐原 真希	日本自然保護協会自然観察指導員		
	ばんばら まさこ 番原 昌子	西部総合事務所日野振興センター日野振興局自然保護監視員(非常勤)		

〈鳥取県〉

所属	職名	氏名
鳥取県農林水産部水産振興局	局長	松沢 以尚
鳥取県栽培漁業センター養殖・漁場環境室	室長	福井 利憲
鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当	係長	清家 裕

〈委員会事務局〉

役職	氏名	備考
事務局長	岸本 英夫	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長
次長	宮永 貴幸	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長補佐
書記	松原 裕司	鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当 主事

日野川水系漁業協同組合内共第3号第五種共同漁業権  
遊漁規則の変更認可について

1 今回の変更内容

(1) 漁具又は漁法の制限

現在、規定している友釣専用区のさお釣（友釣り又は毛針に限る）以外の漁法の禁止期間を6月1日から8月31日までを6月1日から9月25日に変更する。

※同内容で行使規則の変更認可申請済み

(2) 変更時期

規則は、行政庁の認可のあった日から施行する。

※ 実質的にはH26年度の漁期からの変更

(3) 変更理由

さお釣りの遊漁を保護するため。

- 一部区域で投網等の漁獲圧の高い漁法を禁止することにより、さお釣り等の遊漁が長い期間楽しめるようにするもの。（漁協聞き取り）

2 認可に係る審査基準

・漁業法第129条第5項

要件	適否
遊漁を不当に制限するものでないこと。	○
遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。	○

・水産業協同組合法第49条

事項	要件	事実	適否
総会の議決	出席者の議決権の過半数以上	出席者87名の過半数の賛成 (うち委任状17名)	○

(参考) 総代の人数 98名

# 諮 問

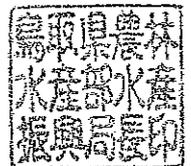
## 鳥取県内水面漁場管理委員会

日野川水系漁業協同組合から別添写しのとおり遊漁規則の変更認可申請書が提出されましたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第4項の規定により諮問します。

平成25年10月7日

鳥取県農林水産部水産振興局長

松澤 以尚





遊漁規則変更認可申請書

平成25年 9月11日

鳥取県知事 平井 伸治 殿

米子市熊党323組筆水日  
日野川水系漁業協同組合  
代表理事組合長 佐藤 和典

日野川水系漁業協同組合内共第3号 第五種共同漁業権遊漁規則を変更したいので、関係書類を添えて認可申請します。

## 遊漁規則変更理由書

1. 第3条第3項（漁具又は魚法等の制限）について  
竿釣りの遊魚を保護するため

日野川水系漁業協同組合内共第3号  
第五種共同漁業権遊漁規則新旧対照条文

改正後			改正前		
(漁具又は漁法等の制限)			(漁具又は漁法等の制限)		
第3条 略			第3条 略		
2 略			2 略		
3 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中は、あゆを対象とする遊漁をさお釣（友釣又は毛針釣に限る。）以外の漁法により行ってはならない。			3 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中は、あゆを対象とする遊漁をさお釣（友釣又は毛針釣に限る。）以外の漁法により行ってはならない。		
区 域	期 間		区 域	期 間	
日野郡日南町生山における生山橋上流端から2,300メートル下流の日野郡日野町上菅及び福長における諏訪橋下流端までの区域	6月1日から9月25日まで		日野郡日南町生山における生山橋上流端から2,300メートル下流の日野郡日野町上菅及び福長における諏訪橋下流端までの区域	6月1日から8月31日まで	
日野郡日野町黒坂における中央橋上流端から2,400メートル下流の根妻えん堤下流端までの区域		日野郡日野町黒坂における中央橋上流端から2,400メートル下流の根妻えん堤下流端までの区域			
日野郡日野町根雨における津地橋下流端から2,500メートル下流の舟場橋上流端までの区域		日野郡日野町根雨における津地橋下流端から2,500メートル下流の舟場橋上流端までの区域			
日野郡江府町荒田における荒田川合流点から1,100メートル下流の洲河崎橋下流端までの区域		日野郡江府町荒田における荒田川合流点から1,100メートル下流の洲河崎橋下流端までの区域			
西伯郡伯耆町荘における昭和橋下流端から880メートル下流の野上川合流点までの区域		西伯郡伯耆町荘における昭和橋下流端から880メートル下流の野上川合流点までの区域			
西伯郡伯耆町岸本における蚊屋井手第1水門下流端から1,200メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域		西伯郡伯耆町岸本における蚊屋井手第1水門下流端から1,200メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域			

変更理由 竿釣りの遊魚を保護するため

この規則は行政庁の認可のあった日から施行する。

## 平成25年 通常総代会議事録

1. 召集年月日 平成25年 6月21日 (金)
2. 開催年月日 平成25年 7月 6日 (土) 午後1時30分
3. 開催場所 管理棟
4. 日 程 別紙の通り
5. 出席総代数 87人 (委任状17人)
6. 附議事項 別紙の通り
7. 開 会 午後1時30分
8. 代表理事組合長挨拶

今年のアユ解禁当初には川に水がなく、菅沢ダムにもこのままいくと7月4日に水がゼロになるということがあったが、取水制限などによってなんとかしのげた。最近では雨が降って川も良い状態になってきた。

また今年も、215万円程度する稚アユを選別するのに必要な選別機を購入予定である。

本日、提出議案を多く出しておりますがスムーズにいけますように、また忌憚のない意見をいただけますようご協力のほど宜しくお願い致します。

### 9. 出席総代数報告

定刻までの出席者70人委任状17人計87人で総代会の成立要件である総代数98人の1/2を超えたので、本日の総代会が成立した旨を報告。

### 10. 議長選出

執行部一任により、五千石地区 生田誠二氏を選出

### 11. 議長挨拶

### 12. 議事の経過の要領及びその結果

議長 これより議事に入りたいと思うが、その前に中途退席される方は議長に地区と名前を言ってから退席願う。本日の採決方法だが、挙手をもって第1号議案から第13号議案まで採決するのでお願いする。意見のある方は、手を挙げて地区と名前を名乗ってから発言をお願いする。

議長 第1号議案 内共第3号第五種共同漁業権免許申請について  
第2号議案 日野川水系漁業協同組合内共第3号第五種共同漁業権行使規則の制定及び認可申請について  
第3号議案 日野川水系漁業協同組合内共第3号第五種共同漁業権行使規則の一部改正について  
第4号議案 日野川水系漁業協同組合内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則の制定及び認可申請について

第5号議案 日野川水系漁業協同組合内共第3号第五種共同漁業権  
遊漁規則の一部改正について一括上程する旨を告げ、提案理由の説明を求めらる。

安 田 別紙議案により朗読。

(理事)

議 長 質疑及び意見を求めらる。

福 田 第3号議案・第5号議案は、本年度からか来年度からか、いつから  
(日 南) の施行になるのか。

安 田 今年度の9月1日からである。

(理事)

組 合 長 みなさんに提案ですが、今年度は遊漁証等の絡みもあるので今まで  
通り6月1日から8月31日までとし、6月1日から9月25日までを来年度から施行としてはどうか？

坂 田 県内外からの遊漁者には周知されてないので、監視にまわる際ケン  
(岸 本) カになってしまう可能性もあるので来年度からが良い。

田 中 漁期も始まっているので、今の獲り方でみなさんは理解している。  
(春 日) 県内外の遊漁者に1年かけて周知徹底してもらうのが理想ではないか。

上 原 第2号議案と第4号議案で議決をいただき、第3号議案と第5号議  
(副組合長) 案の附帯決議案として、来年度から効力発生と提案し、議決をいただきたい。

議 長 更に質疑及び意見を求めらる。

質疑及び意見がないので、第1号議案決議案通り承認して異議ないか問う。

～第1号議案、異議あり0名、異議なし86名～

全員異議ないので第1号議案決議案通り承認及び決定する旨を宣した。

第2号議案決議案通り承認して異議ないか問う。

～第2号議案 異議あり0名、異議なし86名～

全員異議ないので第2号議案決議案通り承認及び決定する旨を宣した。

第3号議案決議案(附帯決議案 来年度から効力発生とし施行する)とし、異議ないか問う。

～第3号議案 異議あり3名(春日地区 福井氏、溝口地区 影山氏、溝口地区 南波氏 反対理由：投網の場所を規制するのはおか

しい。友釣りの人を優遇しているのは不公平である)、異議なし83名～

特別議決の3分の2以上異議ないなので第3号議案 附帯決議案(附則) 来年度から効力発生とし施行するとして承認及び決定する旨を宣した。

第4号議案決議案通り承認して異議ないか問う。

～第4号議案 異議あり0人、異議なし86名～

全員異議ないなので第4号議案決議案通り承認及び決定する旨を宣した。

第5号議案決議案(附帯決議案 来年度から効力発生とし施行する)とし、異議ないか問う。

～第5号議案 異議あり3名(春日地区 福井氏、溝口地区 影山氏、溝口地区 南波氏 反対理由:投網の場所を制限するのはおかしい。友釣りの人を優遇しているのは不公平である)、異議なし83名～

議決の2分の1以上異議ないので第5号議案 附帯決議案(附則) 来年度から効力発生とし施行するとして承認及び決定する旨を宣した。

議 長 第6号議案 日野川水系漁業協同組合定款の一部改正について 上程する旨を告げ、提案理由の説明を求める。

安 田 別紙議案により朗読

(理事)

議 長 質疑及び意見を求める。

質疑及び意見がないので、第6号議案決議案通り承認して異議ないか問う。

～第6号議案、異議あり0名、異議なし84名～(2名退席)

全員異議ないので第6号議案決議案通り承認及び決定する旨を宣した。

議 長 第7号議案 平成24年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、注記表および損失金処理案の承認について 上程する旨を告げ、提案理由の説明を求める。

安 田 別紙議案により朗読

(理事)

議 長 監事の意見を求める。

いて、第13号議案 平成25年度内における余裕金の預入先金融機関の承認について 一括上程する旨を告げ、提案理由の説明を求めらる。

安田 別紙議案により朗読

(理事)

議長 質疑および意見を求める。

質疑及び意見がないので、第12号議案決議案通り承認して異議ないか問う。

～第12号議案、異議あり0名、異議なし83名～

全員異議ないので第12号議案決議案通り承認及び決定する旨を宣した。

第13号議案決議案通り承認して異議ないか問う。

～第13号議案、異議あり0名、異議なし83名～

全員異議ないので第13号議案決議案通り承認及び決定する旨を宣した。

以上で提出議案全部が終了したので、議事を閉じる旨を宣し、議長の席を下りる。

以上で本日の議事全部が終了したので午後4時00分に閉会した。よってその議事の経過及び結果を記載し、出席理事、監事全員記名押印する。

平成25年 7月 6日

議長 長生田 誠二

代表理事組合長 佐藤 英夫

副組合長理事 上原 二郎

年頭理事 安田 博孝

理事 秦 篤美

理事 我 公

理事 明文 泉

" 竹内 哲郎

" 一橋 信介

" 酒田 優

" 森安 幸二

" 米村 幸雄

" 田村 勝頼

" 八原 真人

" 八幡 康久

" 松田 紀典

代表 理事 曾 幸男

監 事 牧田 教介

" 吉村 敏博

" 田村 卓也

議事録を作成した理事氏名 佐藤 英夫

平成25年 7月 11日

この議事録は、原本に相違ない事を証明する。



## コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示について（報告）

## 1 概要

KHV病のまん延を防止するため、会長専決によりKHV病感染コイが発見された水域を平成25年9月13日付で鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号に定める指定水域に指定（指示2号の変更）した（告示）。

## 2 KHV病発見の概要

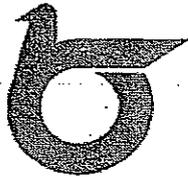
- ① 平成25年6月20日に倉吉市民家（既発生区域）でKHV病が発生した件に関連して調査したところ、6月初旬に購入した錦鯉が感染源であると判明し、当該錦鯉を5月下旬に県外から入荷し、倉吉市民家に出荷した琴浦町内の養殖場の錦鯉についても調査したところ、7月2日及び3日に確定診断でKHV病と診断されました。
- ② 平成25年7月15日から17日にかけて、伯耆町立八郷小学校の池で死亡したコイについて確定診断の結果、KHV陽性と診断されました。

## 3 水の流れの概要

- ① 加勢蛇川（琴浦町）
  - ・養魚場から加勢蛇川（養魚場のすぐ横）に排水。
  - ・加勢蛇川の当該養殖場の排水口から上流を踏査（主査及び琴浦町職員）
  - ・排水口から上流にかけて小規模な堰堤等が多数あり。
  - ・町職員への聞き取りよれば加勢蛇川にコイはほとんどいない（通常時はコイが生息できるほどの水量がないため）とのこと。
  - ・町の意向としては、養魚場の上流にあるの白太セキから下流にしてほしいとのこと。
  - ・白太セキは大きめの堰で魚道はあるが、通常時の水量が少ないとのことで、遡上は困難と思われる。

○養魚場に感染コイが居た期間が短期間であったこと及び上記の加勢蛇川の状況から白太（しろた）セキ以上の上流域で今回の事案でコイヘルペスが発生する可能性は極めて低いと思われる。
- ② 別所川（日野川水系：伯耆町）
  - ・飼育水は用水を引いており、上流域でのコイの斃死の報告はない。（用水は広範囲の農業用水と道路側溝とが入り乱れており把握困難）
  - ・八郷小学校の池の魚は全て処分し、今後は亀の池にするとのこと。
  - ・町職員によると、小学校の池にKHV発生1月くらい前にコイを持ち込んだ方があり、また、小学生がフナ（小さなコイの可能性も否定できない）を持ち込んでいるとの情報もあるとのこと。
  - ・排水は八郷小学校の池から200m下流の別所川に流れ込む。（その間にコイを飼っている民家なし）
  - ・排水口から上流にかけて踏査したが、当該区域は渓流域でありコイの生息の可能性は低い。
  - ・排水口及び八郷小学校の上流に真野2号砂防堰堤があり、それ以上にコイが遡上する可能性は極めて低いと考えられる。

○以上から真野2号砂防堰堤から下流の別所川を指定範囲とする。



# 鳥取県公報

平成 25 年 9 月 13 日 (金)  
第 8 5 3 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県美術展覧会に係る図録の物品売払代金の収納事務の委託 (676) (文化政策課) . . . 2
	都市計画の変更 (677) (景観まちづくり課) . . . . . 2
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (678) (会計指導課) . . . . . 2
	採石法による採取計画の認可の公表 (679) (鳥取県土整備事務所) . . . . . 3
	砂利採取法による採取計画の認可の公表 (680) (〃) . . . . . 3
	砂利採取法による採取計画の変更認可の公表 (681) (〃) . . . . . 3
◇ 内水面漁 管委告示	コイの持出し等を禁止する水域の範囲の一部改正 (7) . . . . . 4
◇ 公 告	建築士免許の取消し (住宅政策課) . . . . . 4
◇ 調達公告	制限付一般競争入札の実施 (警察本部会計課) . . . . . 5

有限会社相互 商事 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖 山町北三 丁目468	鳥取市伏野字 砂浜2322外8 筆(8,358平方 メートル)	砂(9,550 立方メート ル)	砂利採 取場の 所在地 及び面 積	鳥取市伏野字 砂浜2322外2 筆(4,740平方 メートル)	鳥取市伏野字 砂浜2322外8 筆(8,358平方 メートル)	平成25 年8月 30日
--------------------------------	-----------------------	------------------------------------------	------------------------	-------------------------------	------------------------------------------	------------------------------------------	--------------------

## 内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第7号

平成25年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号(ユイの持出し等を禁止する水域の範囲について)の一部を次のように改正する。

平成25年9月13日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1・2 略	1・2 略
3 日野川水系のうち次に掲げる水域 (1)～(22) 略 (23) <u>伯耆町真野の真野2号砂防堰堤より下流の別所川</u>	3 日野川水系のうち次に掲げる水域 (1)～(22) 略 (23) <u>久古堰堤より下流の別所川</u>
(24)～(28) 略	(24)～(28) 略
4 1から3まで以外の水系のうち次に掲げる水域 (1)～(18) 略 (19) <u>琴浦町下大江の白太セキより下流の加勢蛇川及びそれに接続する全ての用水路</u>	4 1から3まで以外の水系のうち次に掲げる水域 (1)～(18) 略

## 公 告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので同条第2項の規定により公告する。

平成25年9月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 建築士の氏名 荒田 英毅
- 2 二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士
- 3 登録番号 第3134号
- 4 免許を取り消した年月日 平成25年8月22日
- 5 取消しの理由 死亡

資料提供	
平成25年7月3日(水)	
担当課 (担当者)	水産課 (丹下)
電話	0857-26-7316

### 琴浦町内の養殖場でのコイヘルペスウイルス病の発生について

平成25年6月20日に倉吉市民家でKHV病が発生した件に関連して調査したところ、6月初旬に購入した錦鯉が感染源であると判明しました。

このたび、当該錦鯉を5月下旬に県外から入荷し、倉吉市民家に出荷した琴浦町内の養殖場の錦鯉についても調査したところ、7月2日及び3日に確定診断でKHV病と診断されました。

#### 1 KHV病発生経緯および検査結果

月 日	倉吉市の民家	琴浦町内の養殖場
5月27日頃		県外から錦鯉(以下、(A)という。)を入荷、3日間畜養。
6月1日頃	琴浦町内の養殖場から(A)を購入。	倉吉市民家に錦鯉を出荷
6月以降	元々飼っていた錦鯉が2尾死亡、自主処分	出荷履歴なし
6月20日	元々飼っていた錦鯉がさらに2尾死亡。	
6月21日	一次検査陽性(2/2)。	
6月21日	生残魚7尾を自主処分。	
6月24日	一次検査陽性(5/7:(A)は陽性)	
6月26日	確定診断陽性(3/3:(A)は陽性)	
6月27-28日		(A)を畜養した池の錦鯉の一次検査陽性(5/6)、確定診断依頼。
7月2日		(A)を畜養した池の錦鯉の確定診断陽性(3/3)
7月3日		上記以外の池の錦鯉の確定診断陽性(4/9)

●一次検査は鳥取県栽培漁業センター、確定診断は独立行政法人水産総合研究センター増養殖研究所が実施。

●検査結果は(陽性数/検体数)で示す。

#### 2 対応(KHV病蔓延防止対策)

- ・6月26日:当該養殖場の排水停止及び移動自粛を指導しました。
- ・7月1日:当該養殖場の排水が流れ込む加勢蛇川周辺住民に琴浦町を通じ、コイの移動、放流の自粛及び、異常ゴイを発見した場合は県に通報するよう要請しました。
- ・確定診断でKHV病と診断された錦鯉を飼育している養殖池のコイは全数処分し、施設の消毒を実施します。

#### 【コイヘルペスウイルス病】

- ・コイヘルペスウイルスにより引き起こされるマゴイとニシキゴイの病気です。
- ・このウイルスは人に感染することはありません。仮に感染したコイを食べても人には影響ありません。

資料提供	
平成25年7月22日(月)	
担当課 (担当者)	水産課 (丹下)
電話	0857-26-7316

### 伯耆町立八郷小学校でのコイヘルペスウイルス病の発生(続報)

平成25年7月15日から17日にかけて、伯耆町立八郷小学校の池で死亡したコイについて確定診断を依頼(確定診断の検査方法は一次検査と同じ方法である。)していましたが、KHV陽性と診断されました。

#### 記

#### 1 検査結果

発見場所	八郷小学校の池：別所川(日野川水系)より取水し、別所川に排水している。平成24年8月に別所川沿い久古地区より下流は既発生水域に指定されているが、小学校はその上流にあり未発生水域。	
一次検査	死亡コイの発見日	平成25年7月15～17日
	死亡コイ	15尾
	検査機関 (住所)	鳥取県栽培漁業センター (東伯郡湯梨浜町石脇1166)
	検体の数	上記2尾
	検査結果(7月18日) (陽性数/検体数)	陽性(2/2)
確定診断	検査機関	独立行政法人水産総合研究センター 増養殖研究所(三重県)
	検体の数	2尾(一次検査で陽性となった個体)
	検査結果(7月22日) (陽性数/検体数)	陽性(2/2)

#### 2 対応

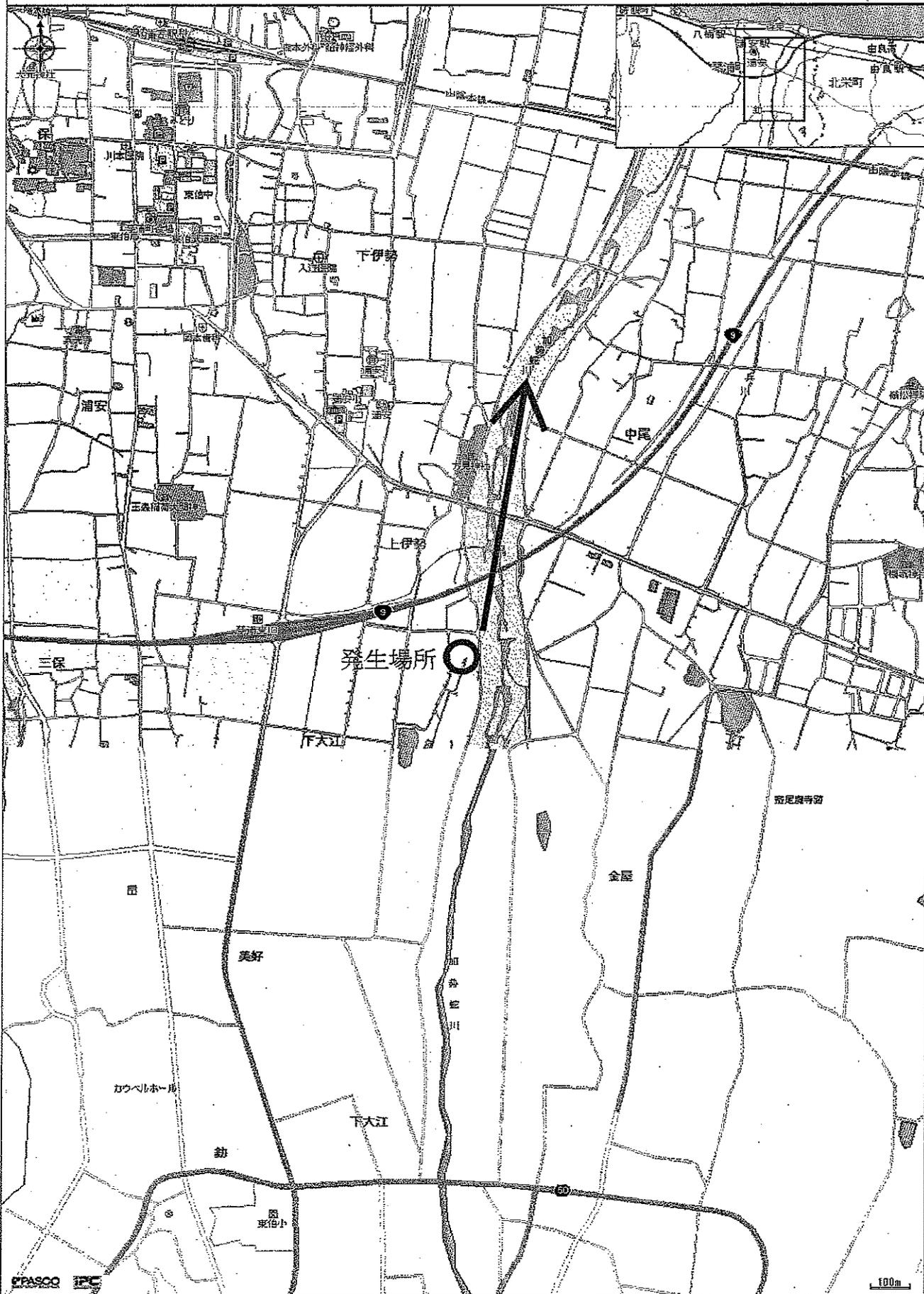
7月17日(水)に池内の生残コイ8尾を取りあげ、全数処分しました。

18日(木)、伯耆町を通じ、別所川八郷地区周辺から下流域の地域住民に対して、当該河川へのコイの移動制限(持ち込み、持ち出しをしない)及び、異常コイを発見した場合は町に通報し、焼却または埋却処分するよう要請しています。

#### 【コイヘルペスウイルス病】

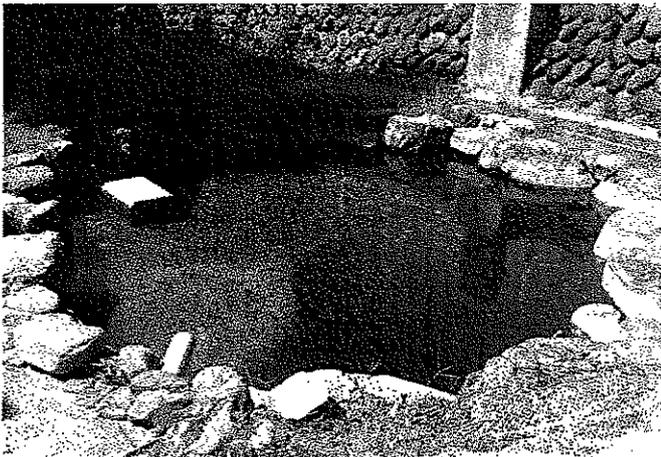
- ・コイヘルペスウイルスにより引き起こされるマゴイとニシキゴイの病気です。
- ・このウイルスは人に感染することはありません。仮に感染したコイを食べても人には影響ありません。

とっとりWebマップ - 住宅地図





印刷日時：2013/08/28 15:06 最終更新日時：2013/06/12 16:52  
Copyright 2013 Pref.tottori. All Rights Reserved.



発生場所：八郷小学校の池



排水路（取水も同じ水路）

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキコイをいう。以下同じ。）の持出し等について次のとおり指示する。

平成25年 月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

1 指示内容

(1) コイの持出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルスを保有しているコイが確認された県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面のうち鳥取県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が指定する範囲（以下「当該水域」という。）から、コイを持ち出した上、当該水域以外の水域に放流し、又は遺棄してはならない。ただし、公的機関が実施する疾病検査等に供する場合は、この限りでない。

イ 委員会は、当該水域の範囲を指定したときは、速やかに公表するものとする。

(2) コイの放流等の制限

ア 当該水域においては、捕獲したコイをその場で再放流する場合を除き、コイを放流してはならない。

イ 当該水域を除く県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面に増殖目的で次の表の左欄に掲げるコイを放流しようとする場合は、同表の右欄に掲げる事項を遵守すること。

県内で飼育された放流用のコイ	当該コイ群について、鳥取県栽培漁業センターによる所要の飼育観察を行った上で、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。以下同じ。）によりコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。
県外で飼育された放流用のコイ	当該コイ群を放流しようとする日の前日までに、委員会事務局に対して、当該コイ群がコイヘルペスウイルス病汚染水域由来でないことを報告し、及び公的機関が実施した当該コイ群に関するPCR検査の結果を証明する書類を提出すること。

ウ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

3 指示の目的

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

平成25年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号(コイの持出し等の禁止等に関する指示について)に基づき、コイの持出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成25年 月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 哉

1 千代川水系のうち次に掲げる水域

- (1) 鳥取市河原町曳田の佐貫橋より下流の千代川本流
- (2) 佐貫橋より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川(私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、八頭郡八頭町島の島橋より上流の八東川本流及び八頭町坂田の大江川の大口堰(以下「大口堰」という。)から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。)及びそれに接続する全ての用水路
- (3) 八頭郡八頭町島の八東川から取水する皆原用水及びそれに接続する全ての用水路
- (4) 八頭郡八頭町皆原の八東川から取水する金崎用水及びそれに接続する全ての用水路
- (5) 八頭郡八頭町日下部の船川用水取水口から取水する船川用水及びそれに接続する全ての用水路
- (6) 八頭郡八頭町中村の向井橋より下流の見槻川
- (7) 見槻川と大江川の合流点より下流の大江川
- (8) 八頭町西御門の久能寺堰から取水する久能寺用水及びそれに接続する全ての用水路
- (9) 大口堰から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (10) 鳥取市の湖山池

2 天神川水系のうち次に掲げる水域

- (1) 倉吉市上余戸の郡山大口堰より下流の天神川本流
- (2) 倉吉市巖城の巖城堰より下流の小鴨川
- (3) 倉吉市八幡町の小鴨川から取水する鉢屋川及び玉川並びにそれらに接続する全ての用水路
- (4) 倉吉市上井の羽合堰から取水する羽合用水及びそれに接続する全ての用水路

3 日野川水系のうち次に掲げる水域

- (1) 日野郡日南町茶屋の久ノ谷川から取水する上井手及びそれに接続する全ての用水路
- (2) 日野郡日南町茶屋の仙木谷の小濁川水系の河川及び小濁川本流
- (3) 小濁川本流と小原川の合流点より下流の小原川
- (4) 小原川と日野川の合流点より下流の日野川本流
- (5) 日野町安原の日野川から取水する安井井手及びそれに接続する全ての用水路
- (6) 江府町大字武庫の俣野川から取水する一旦井手及びそれに接続する全ての用水路
- (7) 一旦井手と武庫井手の合流点より下流の武庫井手及びそれに接続する全ての用水路
- (8) 日野郡江府町大字武庫の新六井手から取水する宮ノ前地区内水路及びそれに接続する全ての用水路
- (9) 武庫井手と俣野川の合流点より下流の俣野川本流
- (10) 江府町大字洲河崎の日野川から取水する久連井手及びそれに接続する全ての用水路
- (11) 江府町大字佐川のハセン川から取水するヤネイデ及びそれに接続する全ての用水路
- (12) 伯耆町荘の日野川から取水する荘古市大井手水路及びそれに接続する全ての用水路
- (13) 荘古市大井手水路と谷山川の合流点より下流の谷山川
- (14) 伯耆町二部の野上川から取水する輪井手及びそれに接続する全ての用水路
- (15) 輪井手と藤屋川の合流点より下流の藤屋川
- (16) 伯耆町二部の白濁橋より下流の野上川
- (17) 伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水及びそれに接続する全ての用水路
- (18) 伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水と小松谷川の合流点より下流の小松谷川本流

- (19) 米子市兼久における佐野川用水と法勝寺川の合流点より下流の法勝寺川本流
- (20) 伯耆町溝口の日野川から取水する尾高井手及びそれに接続する全ての用水路
- (21) 伯耆町吉定の日野川から取水する箕蚊屋用水及びそれに接続する全ての用水路
- (22) 伯耆町久古の堰堤（久古橋上流のものに限る。以下「久古堰堤」という。）から取水する三崎井手及びそれに接続する全ての用水路
- (23) 久古堰堤伯耆町真野の真野2号砂防堰堤より下流の別所川
- (24) 伯耆町金廻の日野川から取水する五千石井手及びそれに接続する全ての用水路
- (25) 五千石井手と大川の合流点より下流の大川
- (26) 米子市皆生から日野川との合流点までの水貫川
- (27) 日野川及び法勝寺川から取水する米川用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (28) 伯耆町上野の下谷川から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路

4 1から3まで以外の水系のうち次に掲げる水域

- (1) 鳥取市福部町箭溪の西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の高架橋より下流の塩見川及びそれに接続する全ての用水路
- (2) 鳥取市福部町高江の高江橋より下流の箭溪川及びそれに接続する全ての用水路
- (3) 鳥取市福部町高江の赤子谷堰から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (4) 鳥取市福部町湯山の江川に架かる市道湯山和田線の橋より下流の江川及びそれに接続する全ての用水路
- (5) 鳥取市福部町細川の日津川及びそれに接続する全ての用水路
- (6) 鳥取市鹿野町今市の柿谷池から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (7) 鳥取市鹿野町及び同市気高町の浜村川
- (8) 鳥取市青谷町奥崎の養郷橋（以下「養郷橋」という。）より下流の日置川本流及びそれに接続する全ての用水路
- (9) 養郷橋より下流の日置川本流に係る日置川水系の河川及びそれに接続する全ての用水路
- (10) 日置川本流と勝部川の合流点より下流の勝部川
- (11) 西伯郡大山町神原の阿弥陀川から取水する平木井手及びそれに接続する全ての用水路
- (12) 西伯郡大山町野田の野田新橋より下流の江東川
- (13) 伯耆町岸本の砂田橋上流側を上流端とする野本川
- (14) 米子市福万と西伯郡伯耆町須村における米子市伯耆町界より下流の佐陀川
- (15) 西伯郡伯耆町須村の荒神様池から取水する出口井手
- (16) 出口井手と福岡井手の合流点より下流の福岡井手
- (17) 西伯郡伯耆町福岡原の福岡池及びそれより取水する全ての用水路並びにそれらに接続する全ての用水路
- (18) 東郷池及び橋津川
- (19) 琴浦町下大江の白太セキより下流の加勢蛇川及びそれに接続する全ての用水路



